

# 建設環境委員会資料

- |   |                |
|---|----------------|
| 1 主要施策の概要及び課題について                         | ……………P 1（別冊 1） |
| 2 令和4年度国の施策及び予算編成等に係る重点要望について             |                |
| （1）提案・要望項目、内容                             | ……………別途        |
| （2）説明資料                                   | ……………P26       |
| 3 報告事項                                    |                |
| （1）高速道路の整備状況について                          | ……………P39       |
| （2）斐伊川神戸川治水事業（大橋川改修）の状況について               | ……………P40       |
| （3）島根県屋外広告物条例の一部改正に伴うパブリックコメント<br>の実施について | ……………P42       |

令和3年5月19日

土 木 部



# 1. 人員配置表

(令和3年4月1日現在)

## (1)本 庁

課 名	事 務	技 術	計
土 木 総 務 課	22	12	34
技 術 管 理 課	0	24	24
用 地 対 策 課	11	1	12
道 路 維 持 課	3	12	15
道 路 建 設 課	4	12	16
高 速 道 路 推 進 課	1	6	7
河 川 課	5	22	27
斐伊川神戸川対策課	5	4	9
港 湾 空 港 課	4	12	16
砂 防 課	5	12	17
都 市 計 画 課	5	13	18
下 水 道 推 進 課	6	6	12
建 築 住 宅 課	5	17	22
計	76	153	229

## (2)地方機関

機 関 名	事 務	技 術	計
隠岐支庁県土整備局	21	39	60
松江県土整備事務所	36	95	131
雲南県土整備事務所	24	56	80
出雲県土整備事務所	29	67	96
県央県土整備事務所	23	60	83
浜田県土整備事務所	21	63	84
益田県土整備事務所	33	65	98
浜田河川総合開発事務所	7	19	26
出雲空港管理事務所	10	7	17
宍道湖流域下水道事務所	3	8	11
浜田港湾振興センター	4	4	8
計	211	483	694

合 計	287	636	923
-----	-----	-----	-----

## 2. 各課別分掌事務

### (1) 土木総務課

- ① 県土整備事務所、河川総合開発事務所、空港管理事務所、宍道湖流域下水道事務所及び浜田港湾振興センターに関すること。
- ② 島根県土地開発公社の業務運営の指導に関すること。
- ③ 公益財団法人島根県建設技術センターの業務運営の指導に関すること。
- ④ 建設産業対策に関すること(建設産業対策室)。
- ⑤ 建設業の許可及び入札参加者の資格審査等に関すること(建設産業対策室)。
- ⑥ 土木部(建築住宅課の所掌に属するものを除く。)所属の工事に係る入札及び契約に関すること(建設産業対策室)。
- ⑦ 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成 12 年法律第 127 号)の施行に係る調整に関すること(建設産業対策室)。
- ⑧ 浄化槽工事業に係る登録に関すること(建設産業対策室)。
- ⑨ 解体工事業者の登録に関すること(建設産業対策室)。
- ⑩ 建設統計に関すること(建設産業対策室)。
- ⑪ 建設機械抵当法(昭和 29 年法律第 97 号)の施行に関すること(建設産業対策室)。
- ⑫ 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律(平成 19 年法律第 66 号)に基づく届出事務(建設業許可業者に係るものに限る。)に関すること(建設産業対策室)。

### (2) 技術管理課

- ① 公共土木工事に係る設計積算基準及び施工管理に関すること。
- ② 公共土木工事及び建築工事に係る検査に関すること。
- ③ 公共土木工事に係る技術の総合調整に関すること。
- ④ 建設副産物対策に関すること。
- ⑤ 建設リサイクルの推進に関すること。
- ⑥ 公共工事の品質確保に関すること。
- ⑦ 測量法(昭和 24 年法律第 188 号)の施行に関すること。
- ⑧ 公共土木施設の長寿命化の推進に関すること(長寿命化推進室)。

### (3) 用地対策課

- ① 公共事業の施行に伴う損失補償基準に関すること。
- ② 公有地の拡大の推進に関する法律(昭和 47 年法律第 66 号)の施行に関すること。
- ③ 土地利用対策の総合調整に関すること。
- ④ 国土利用計画及び土地利用基本計画に関すること。

- ⑤ 土地取引の規制に関すること。
- ⑥ 地価調査に関すること。
- ⑦ 不動産の鑑定評価に関する法律(昭和 38 年法律第 152 号)の施行に関すること。
- ⑧ 土地収用法(昭和 26 年法律第 219 号)の施行に関すること。
- ⑨ 収用委員会に関すること。
- ⑩ 事業認定審議会に関すること。
- ⑪ 国土交通省所管の国有財産(他課の所掌に属するものを除く。)の取得、維持、保存、運用及び処分に関すること。
- ⑫ 土木部の所掌する公物の管理事務に関すること (他課の所掌に属するものを除く。)
- ⑬ 国土調査に関すること。
- ⑭ 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法(平成 30 年法律第 49 号)の施行に関すること。

#### (4) 道路維持課

- ① 道路法(昭和 27 年法律第 180 号)に基づく一般国道(県が管理する区間に限る。以下同じ。)及び県道(第 3 号において「県道等」という。)に係る新設、改築及び維持修繕工事(新設又は改築にあつては、道路建設課の所掌に属するものを除く。)の執行に関すること。
- ② 公共土木施設(道路維持課の所掌に属するものに限る。)の災害復旧工事及びこれに関連する工事の執行に関すること。
- ③ 県道等の管理(前 2 号の規定による所掌事務及び道路建設課の所掌に属するものを除く。)に関すること。
- ④ 道路法に基づく市町村道に係る工事の指導及び監督に関すること。
- ⑤ 道路法に基づく市町村道の管理に係る勧告、助言及び援助に関すること。
- ⑥ 次に掲げる国土交通省所管の国有財産の取得、維持、保存、運用及び処分に関すること。
  - ア 一般国道、県道若しくは市町村道の用に供するもの又はこれらの不用物件
  - イ 道路整備特別措置法(昭和 31 年法律第 7 号)第 2 条第 6 項に規定する会社等が道路の用に供するもの(当該用途の廃止により生じる普通財産を含む。)

#### (5) 道路建設課

- ① 一般国道及び県道の新設及び改築に関すること。
- ② 交通安全事業 (歩道設置及び交差点改良に係るものに限る。)に関すること。
- ③ 道路の企画、調査、計画及びその調整に関すること。

## (6) 高速道路推進課

- ① 高速道路の整備促進及びその調整に関する事。
- ② 高速道路の利用促進に関する事。

## (7) 河川課

- ① 河川の管理及び工事の執行に関する事。
- ② 海岸保全区域の指定及び管理並びに工事の執行に関する事(他課の所掌に属するものを除く。第10号において同じ。)
- ③ 公共土木施設(河川課の所掌に属するものに限る。)の災害復旧工事及びこれに関連する工事の執行に関する事。
- ④ 河川関係市町村工事の指導及び監督に関する事。
- ⑤ 公有水面の埋立てに関する事(港湾及び漁港に係るもの(河川区域に係るものを除く。))を除く。)
- ⑥ 水防に関する事。
- ⑦ 砂利採取計画の認可に関する事(河川課の所掌に属するものに限る。)
- ⑧ 砂利採取法(昭和43年法律第74号)の施行に関する事。
- ⑨ 採石法(昭和25年法律第291号)の施行に関する事。
- ⑩ 河川に係る水資源の開発及び利用計画並びにこれらの調整に関する事。
- ⑪ 次に掲げる国土交通省所管の国有財産の取得、維持、保存、運用及び処分に関する事。
  - ア 一級河川(県の管理する区間に限る。)、二級河川若しくは準用河川の用に供するもの又はこれらの廃川敷地等
  - イ 海岸保全施設(港湾空港課の所掌に属するものを除く。 )又は公共海岸(土地に限る。 )であるもの(当該用途の廃止により生じる普通財産を含む。 )
  - ウ 海域(港湾空港課の所掌に属する海域を除く。 )に所在するもの
- ⑫ ダムの管理及び工事の執行に関する事(河川開発室)。

## (8) 斐伊川神戸川対策課

- ① 斐伊川・神戸川治水事業の推進に関する事。
- ② 斐伊川・神戸川治水事業に係る生活再建対策に関する事。
- ③ 斐伊川・神戸川治水事業に係る周辺地域整備に関する事。
- ④ 斐伊川・神戸川治水事業に係る用地補償に関する事。
- ⑤ 斐伊川・神戸川治水事業に係る生活相談に関する事。

## (9) 港湾空港課

- ① 港湾の管理及び工事の執行に関する事。

- ② 海岸保全区域(港湾空港課の所掌に属するものに限る。)の指定及び管理並びに工事の執行に関する事。
- ③ 公共土木施設(港湾空港課の所掌に属するものに限る。)の災害復旧工事及びこれに関連する工事の執行に関する事。
- ④ 公有水面の埋立てに関する事(港湾区域に係るものに限る。)
- ⑤ 砂利採取計画の認可に関する事(港湾空港課の所掌に属する港湾及び海岸に係るものに限る。)
- ⑥ 市町村管理港湾の港湾区域の認可に関する事。
- ⑦ 市町村公共土木施設災害復旧事業に係る国庫負担金の交付等に関する事(港湾区域に係るものに限る。)
- ⑧ 港湾区域内又は港湾隣接地内に所在する国土交通省所管の国有財産(公共空地であるものを除く。)の取得、維持、保存、運用及び処分に関する事。
- ⑨ 境港管理組合との連絡調整に関する事。
- ⑩ 空港の管理及び工事の執行に関する事(空港整備室)。

#### (10) 砂防課

- ① 砂防指定地の管理及び工事の執行に関する事。
- ② 地すべり防止区域の管理及び工事の執行に関する事(他課の所掌に属するものを除く。)
- ③ 急傾斜地崩壊危険区域の管理及び工事の執行に関する事。
- ④ 次に掲げる国土交通省所管の国有財産の取得、維持、保存、運用及び処分に関する事。
  - ア 砂防設備の用に供するもの(当該用途の廃止により生じる普通財産を含む。)
  - イ 地すべり防止施設の用に供するもの(当該用途の廃止により生じる普通財産を含む。)
  - ウ 急傾斜地崩壊防止施設の用に供するもの(当該用途の廃止により生じる普通財産を含む。)
- ⑤ 公共土木施設(砂防課の所掌に属するものに限る。)の災害復旧工事及びこれに関連する工事の執行に関する事。
- ⑥ 公共土木施設(国土交通省所管に係るものに限る。次号において同じ。)災害復旧事業の総合調整に関する事。
- ⑦ 市町村公共土木施設災害復旧事業の指導及び監督に関する事(技術に関することを除く。)
- ⑧ 公共土木施設等災害復旧事業に関する特別財政援助額及び事業別財政援助額の算定に関する事。
- ⑨ 砂利採取計画(砂防課の所掌に属するものに限る。)の認可に関する事。

- ⑩ 総合的な土砂災害対策に関すること。
- ⑪ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の管理に関すること。
- ⑫ 大規模土砂災害の緊急調査及び土砂災害緊急情報に関すること。

#### (11) 都市計画課

- ① 都市計画に関すること。
- ② 街路事業に関すること。
- ③ 都市公園に関すること。
- ④ 土地区画整理に関すること。
- ⑤ 市街地再開発事業に関すること(建築住宅課の所掌に属するものを除く。)
- ⑥ 都市災害復旧工事の執行に関すること(下水道推進課の所掌に属するものを除く。次号及び第8号において同じ。)
- ⑦ 市町村の都市計画の協議、同意及び都市計画事業の認可に関すること。
- ⑧ 市町村等の都市計画関係事業の指導及び監督に関すること。
- ⑨ 駐車場法(昭和32年法律第106号)の施行に関すること。
- ⑩ 宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)の施行に関すること。
- ⑪ 優良宅地の認定に関すること。
- ⑫ 都市緑地保全及び生産緑地に関すること。
- ⑬ 屋外広告物に関すること。
- ⑭ 景観に関すること。

#### (12) 下水道推進課

- ① 流域下水道の管理及び工事の執行に関すること。
- ② 公共土木施設(下水道推進課の所掌に係るものに限る。)の災害復旧工事及びこれに関連する工事の執行に関すること。
- ③ 職員の給与支給に関すること(流域下水道事業支弁者に限る。)
- ④ 企業債に関すること(流域下水道事業に限る。)
- ⑤ 流域下水道事業の経営に関すること。
- ⑥ 決算に関すること(流域下水道事業に限る。)
- ⑦ 資産の取得、管理及び処分に関すること(流域下水道事業に限る。)
- ⑧ 出納その他会計事務に関すること(流域下水道事業に限る。)
- ⑨ 汚水処理施設整備の推進に関すること。
- ⑩ 市町村等の下水道事業の指導及び監督に関すること。
- ⑪ 下水道の計画及び調査に関すること。
- ⑫ 下水道に関する市町村の都市計画事業の認可に関すること。
- ⑬ 浄化槽の整備促進に関すること。

- ⑭ 公共下水道、流域下水道又は都市下水路の用に供する国土交通省所管の国有財産(当該用途の廃止により生じる普通財産を含む。)の取得、維持、保存、運用及び処分に関すること。

### (13) 建築住宅課

- ① 県営住宅の整備及び管理に関すること。
- ② 市町村等の建築物（国土交通省所管の国庫補助金等又は県費補助金の伴うものに限る。）の指導に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。
- ③ 高齢者等の居住の安定確保に関すること。
- ④ 宅地建物取引業法（昭和 27 年法律第 176 号）の施行に関すること。
- ⑤ 空き家対策に関すること。
- ⑥ 住宅市街地総合整備事業等に関すること。
- ⑦ 住環境整備事業等に関すること。
- ⑧ 市街地再開発事業（国土交通省所管の建築住宅課の所掌に属するものに限る。）に関すること。
- ⑨ 地域優良賃貸住宅供給促進事業に関すること。
- ⑩ 島根県住宅供給公社の業務運営の指導に関すること。
- ⑪ 住宅政策に関すること。
- ⑫ 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成 19 年法律第 66 号）に基づく届出事務（宅地建物取引業者に係るものに限る。）に関すること。
- ⑬ 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）の施行に関すること（建築物安全推進室）。
- ⑭ 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）の施行に関すること（建築物安全推進室）。
- ⑮ 建築物の防災及び安全対策に関すること（建築物安全推進室）。
- ⑯ 建築物の耐震改修の促進に関すること（建築物安全推進室）。
- ⑰ 建築物のバリアフリー化に関すること（建築物安全推進室）。
- ⑱ 長期優良住宅に関すること（建築物安全推進室）。
- ⑲ 建築物の省エネルギー対策に関すること（建築物安全推進室）。

### 3. 令和3年度当初予算 土木部課別予算額

#### 1. 一般会計

(単位：千円)

課名	R2年度 当初予算 (A)	R3年度 当初予算 (B)	対前年度比較	
			増減額 (B-A)	比率 (B/A)
土木総務課	2,538,760	2,630,440	91,680	104%
技術管理課	460,672	436,889	▲ 23,783	95%
用地対策課	3,994,391	3,990,715	▲ 3,676	100%
道路維持課	16,140,091	13,260,703	▲ 2,879,388	82%
道路建設課	21,094,570	14,162,159	▲ 6,932,411	67%
高速道路推進課	6,103,503	5,868,408	▲ 235,095	96%
河川課	15,733,705	11,377,763	▲ 4,355,942	72%
斐伊川神戸川対策課	639,411	606,453	▲ 32,958	95%
港湾空港課	6,105,488	6,559,772	454,284	107%
砂防課	9,243,146	9,661,118	417,972	105%
都市計画課	3,807,006	3,352,299	▲ 454,707	88%
下水道推進課	748,843	716,520	▲ 32,323	96%
建築住宅課	1,241,311	1,095,012	▲ 146,299	88%
一般会計合計	87,850,897	73,718,251	▲ 14,132,646	84%

#### 2. 特別会計

(単位：千円)

課名	R2年度 当初予算 (A)	R3年度 当初予算 (B)	対前年度比較	
			増減額 (B-A)	比率 (B/A)
港湾空港課 (臨港地域整備特別会計)	817,560	854,474	36,914	105%
建築住宅課 (県営住宅特別会計)	3,776,229	3,269,092	▲ 507,137	87%
特別会計合計	4,593,789	4,123,566	▲ 470,223	90%

#### 3. 企業会計

(単位：千円)

課名	R2年度 当初予算 (A)	R3年度 当初予算 (B)	対前年度比較	
			増減額 (B-A)	比率 (B/A)
下水道推進課 (流域下水道事業会計)				
収益の支出	5,055,205	4,640,271	▲ 414,934	92%
資本の支出	2,944,854	3,026,341	81,487	103%

令和3年度当初予算  
土木部公共事業総括表(一般会計、特別会計、流域下水道事業会計)

単位:百万円

事業区分	予算区分	R2年度ベース				R3年度ベース			増減		
		R元補正 +R2当初 (A=B+C)	R1年度 補正 【強朝化】 (B)	R2年度 当初 (C)	【うち国土 強朝化】 (D)	R2補正 +R3当初 (E=F+G)	R2年度 補正(初日) 【強朝化】 (F)	R3年度 当初 【通常】 (G)	計 E-A	通常 G-(C-D)	国土強朝化 F-(B+D)
補助公共	道 路	27,823	1,193	26,630	11,002	19,723	4,015	15,708	▲ 8,100	80	▲ 8,180
	河川・ダム	9,814	962	8,852	926	5,396	1,331	4,065	▲ 4,418	▲ 3,861	▲ 557
	砂 防	3,994	514	3,480	1,141	3,881	728	3,153	▲ 113	814	▲ 927
	港湾・空港	2,791	797	1,994	0	3,509	721	2,788	718	794	▲ 76
	街路・公園	3,296	191	3,105	0	2,838	337	2,501	▲ 458	▲ 604	146
	下 水 道	1,999	0	1,999	21	1,577	345	1,232	▲ 422	▲ 746	324
	住 宅	931	0	931	0	760	0	760	▲ 171	▲ 171	0
	文化財調査	19	0	19	0	12	0	12	▲ 7	▲ 7	0
	災害関連	933	0	933	0	1,410	0	1,410	477	477	0
補助公共計	51,600	3,657	47,943	13,090	39,106	7,477	31,629	▲ 12,494	▲ 3,224	▲ 9,270	
県単公共	道 路	597	0	597	0	607	0	607	10	10	0
	河川・ダム	1,454	0	1,454	0	1,651	0	1,651	197	197	0
	砂 防	367	0	367	0	348	0	348	▲ 19	▲ 19	0
	港湾・空港	1,225	0	1,225	0	1,184	0	1,184	▲ 41	▲ 41	0
	街路・公園	103	0	103	0	192	0	192	89	89	0
	下 水 道	77	0	77	0	1,205	0	1,205	1,128	1,128	0
	住 宅	469	0	469	0	411	0	411	▲ 58	▲ 58	0
	地域整備促進等	420	0	420	0	430	0	430	10	10	0
	災害関連	1,406	0	1,406	0	1,499	0	1,499	93	93	0
県単公共計	6,118	0	6,118	0	7,527	0	7,527	1,409	1,409	0	
公共計	57,718	3,657	54,061	13,090	46,633	7,477	39,156	▲ 11,085	▲ 1,815	▲ 9,270	
補助維持修繕	道 路	4,354	1,216	3,138	0	6,525	3,105	3,420	2,171	282	1,889
	補助維持修繕計	4,354	1,216	3,138	0	6,525	3,105	3,420	2,171	282	1,889
県単維持修繕	道 路	4,762	0	4,762	0	5,290	0	5,290	528	528	0
	河川・ダム	1,206	0	1,206	0	1,711	0	1,711	505	505	0
	砂 防	330	0	330	0	455	0	455	125	125	0
	港湾・空港	80	0	80	0	98	0	98	18	18	0
	地域整備促進	923	0	923	0	1,018	0	1,018	95	95	0
	県単維持修繕計	7,301	0	7,301	0	8,572	0	8,572	1,271	1,271	0
維持修繕費計	11,655	1,216	10,439	0	15,097	3,105	11,992	3,442	1,553	1,889	
公共+維持修繕費	69,373	4,873	64,500	13,090	61,730	10,582	51,148	▲ 7,643	▲ 262	▲ 7,381	
直轄負担金	8,181	934	7,247	537	8,548	1,500	7,048	367	338	29	
災害復旧費	4,179	0	4,179	0	5,091	239	4,852	912	673	239	
受託事業費	564	0	564	0	374	0	374	▲ 190	▲ 190	0	
総合計	82,297	5,807	76,490	13,627	75,743	12,321	63,422	▲ 6,554	559	▲ 7,113	

注 1) 社会資本整備総合交付金、防災安全交付金は補助事業に計上。  
 2) 砂防には、急傾斜地崩壊対策事業、地すべり対策事業を含む。  
 3) 港湾・住宅には特別会計計上分を含む。  
 4) 下水道には流域下水道事業会計計上分(R元までは流域下水道特別会計)を含む。  
 5) 災害復旧費には、県単災害復旧費を含む。

#### 4. 主要施策の概要

(単位 千円)

事業名	事業費	事業の概要	課名
1. 建設産業経営基盤強化支援事業 (I-2-(4))	21,109	<p>中山間地域・離島の建設産業の経営基盤強化のため、事業者の農業、介護・福祉分野等での経営多角化等を支援</p> <p><b>【事業概要】</b></p> <p>①異分野事業調査・販路開拓助成金 (助成率 1/2、上限 1,000千円)</p> <p>②異分野初期投資補助金 (補助率 1/3、上限 4,000千円)</p> <p>③異分野進出コーディネート 異分野進出計画の策定支援、進出後のフォローアップ</p> <p>④事業継続力強化アドバイザーの派遣</p>	土木総務課
2. しまねの建設担い手確保・育成事業 (I-3-(1)) (I-3-(2)) (IV-3-(1)) (IV-3-(2))	55,794	<p>建設産業の担い手を確保・育成するため、建設産業団体等が行う若年者や女性の就職促進等の取組を支援</p> <p><b>【事業概要】</b></p> <p>①合同企業説明会・現場見学会の開催 (補助率 1/4、上限 1,000千円)</p> <p>②入職促進広報の支援 若年者等の入職促進を目的とした広報を支援 (補助率 1/2、上限 1,000千円)</p> <p>③「もっと女性が活躍できる建設業」協働推進事業 建設産業への女性の就職促進や定着、家庭との両立に向けた団体の取組を支援 (補助率 2/3、上限 3,000千円)</p> <p>④女性活躍推進員による支援 女性活躍推進員を配置し、建設事業者に対する訪問相談、改善提案などを行うことにより、女性が活躍できる職場づくりを目指す取組を支援</p> <p>⑤外国人・障がい者雇用等による人材確保の取組を支援 (団体：補助率 1/2、上限 1,000千円) (事業者：補助率 1/2、上限 200千円)</p> <p>⑥生産性向上のためのICT設備導入支援 生産性向上による処遇改善と建設産業の魅力向上のため、ICT活用工事の実施に向けた機器の導入を支援 (補助率 1/3、上限1,000千円)</p> <p>⑦技能の向上を図るための活動の支援 新規入職者への研修会・公的資格取得に関する講習会等の開催を支援 (補助率 1/4、上限 500千円)</p>	土木総務課 技術管理課 道路維持課

		<p>⑧ICT講習受講の開催 建設産業の担い手がICT施工技術を習得できるよう県内で講習会を開催</p> <p>⑨除雪機械運転資格取得の支援 除雪機械の運転手となる人材の育成のため、資格取得経費を支援 (補助率 1/3、上限 200千円)</p>													
3. 公共土木施設の長寿命化対策 (Ⅲ-4-(2)) (Ⅶ-1-(1)) (Ⅷ-1-(1))	6,269,861	<p>老朽化が進む公共土木施設について、平成27年に「島根県公共土木施設長寿命化計画」を策定 定期的な点検や計画的な修繕・更新等、効率的な維持管理を実施することにより、施設の長寿命化と県民の安全・安心を確保</p> <p><b>【事業概要】</b> ○主な事業（土木部所管）</p> <table> <tr> <td>①橋梁</td> <td>1,475,463千円</td> </tr> <tr> <td>②トンネル</td> <td>418,900千円</td> </tr> <tr> <td>③河川施設</td> <td>971,344千円</td> </tr> <tr> <td>④港湾施設</td> <td>454,346千円</td> </tr> <tr> <td>⑤空港施設</td> <td>600,738千円</td> </tr> <tr> <td>⑥砂防施設</td> <td>159,900千円</td> </tr> </table>	①橋梁	1,475,463千円	②トンネル	418,900千円	③河川施設	971,344千円	④港湾施設	454,346千円	⑤空港施設	600,738千円	⑥砂防施設	159,900千円	技術管理課
①橋梁	1,475,463千円														
②トンネル	418,900千円														
③河川施設	971,344千円														
④港湾施設	454,346千円														
⑤空港施設	600,738千円														
⑥砂防施設	159,900千円														
4. 県単用地先行取得事業	3,000,000	<p>公共事業の円滑な推進を図るため、用地先行取得資金を県土地開発公社に貸し付け、事業用地の先行取得を実施</p> <p>○再取得期間：4年</p>	用地対策課												
5. 国土調査事業 (Ⅶ-2-(1))	858,630	<p>土地利用の高度化に資するため、国土調査法に基づき、市町村が実施する地籍調査の経費を負担</p> <p><b>【事業概要】</b> ○事業実施市町数 15（8市7町） ○事業の進捗率 53%</p>	用地対策課												
6. 道路維持修繕事業 (Ⅶ-1-(1)) (Ⅷ-1-(1))	12,239,125	<p>道路を安全で快適に利用できる状態に保つとともに、道路施設の防災機能の強化を図り、老朽化した道路施設の修繕を計画的に実施</p> <p><b>【事業概要】</b></p> <table> <tr> <td>①道路の維持管理</td> <td>4,757,666千円</td> </tr> <tr> <td>②道路施設の老朽化対策</td> <td>3,972,083千円</td> </tr> <tr> <td>③道路の防災対策</td> <td>3,509,376千円</td> </tr> </table>	①道路の維持管理	4,757,666千円	②道路施設の老朽化対策	3,972,083千円	③道路の防災対策	3,509,376千円	道路維持課						
①道路の維持管理	4,757,666千円														
②道路施設の老朽化対策	3,972,083千円														
③道路の防災対策	3,509,376千円														

<p>7. 道路改築・交通安全事業 (VII-1-(1)) (VIII-2-(3))</p>	<p>13,634,571</p>	<p>骨格幹線道路をはじめとする幹線道路や生活関連道路の整備を進め、また歩行環境の向上を図るため各種事業を実施</p> <p><b>【事業概要】</b></p> <p>①骨格幹線道路整備事業 3,734,003千円 ②幹線道路・生活関連道路整備事業7,997,417千円 ③通学路交通安全事業(歩道整備)1,903,151千円</p>	<p>道路建設課</p>
<p>8. 高速道路等の整備促進 (III-4-(1))</p>	<p>4,819,500</p>	<p>全国的な幹線道路ネットワークと接続し、県内外の広域的な移動時間を短縮することで全県的な活力と経済発展につなげる高速道路の整備</p> <p><b>【事業概要】</b></p> <p>○山陰道の直轄事業負担金 出雲湖陵道路、湖陵多伎道路、大田静間道路、静間仁摩道路、福光浅利道路、三隅益田道路、益田西道路、益田田万川道路</p>	<p>高速道路推進課</p>
<p>9. 河川整備事業 (VIII-1-1)</p>	<p>1,765,800</p>	<p>豪雨発生時における県民の生命・財産などへの被害を軽減するため、近年被災した河川をはじめとする中小河川の整備を推進</p> <p><b>【事業概要】</b></p> <p>①大規模特定河川事業 863,100千円 湯谷川 ほか2河川 ②広域河川改修事業 298,200千円 佐陀川 ほか5河川 ③流域治水対策河川事業 147,000千円 朝酌川 ほか1河川 ④総合流域防災事業 409,500千円 津和野川 ほか7河川 ⑤特定構造物改築事業 48,000千円 内原川 ほか1箇所</p>	<p>河川課</p>
<p>10. 海岸侵食対策事業 (VIII-1-1)</p>	<p>109,200</p>	<p>波浪による海岸侵食や越波などの災害対策として、海岸保全施設を整備</p> <p><b>【事業概要】</b></p> <p>○侵食・高潮対策事業 和木波子海岸、小浜海岸</p>	<p>河川課</p>
<p>11. 治水ダム建設事業 (VIII-1-1)</p>	<p>2,085,000</p>	<p>甚大な被害をもたらした昭和47年、昭和58年、昭和63年等の洪水を契機に、抜本的な治水対策を行うためにダム建設事業を推進</p> <p>当該河川の治水対策は河川改修とダムの組み合わせにより行っており、必要な河川の改修は完了</p>	<p>河川課</p>

		<b>【事業概要】</b> ①波積ダム建設事業 1,475,000千円 本体工事、本体関連工事 ②矢原川ダム建設事業 610,000千円 付け替え道路工事、用地買収、地質調査	
12. 斐伊川・神戸川治水促進事業 (Ⅷ-1-(1))	517,465	国土交通省の直轄事業により実施されている斐伊川・神戸川治水事業（上流部の志津見ダム・尾原ダム、中流部の斐伊川放水路、下流部の大橋川改修）の推進を図るため、県は移転者の生活再建支援や周辺地域整備等に対する財政支援を実施 <b>【事業概要】</b> ①大橋川改修事業促進事業 65,710千円 朝酌矢田地区周辺地域整備費補助金、大橋川改修事業推進費、大橋川コミュニティーセンター管理運営費ほか ②斐伊川放水路事業促進事業 412,020千円 放水路関連用地取得事業費（残土処理用地管理費等）ほか ③志津見・尾原ダム事業促進事業 39,735千円 ボート及び自転車競技施設維持管理ほか	斐伊川神戸川対策課
13. 空港・港湾の維持・整備 (Ⅲ-4-(2))	3,551,998	物流や人の交流を支える空港や港湾の機能維持向上や整備を推進 <b>【事業概要】</b> ①空港機能保持事業 1,330,398千円 出雲縁結び空港、萩・石見空港、隠岐世界ジオパーク空港 ②港湾整備事業 2,221,600千円 河下港、浜田港、西郷港、別府港 等	港湾空港課
14. 港湾海岸保全事業 (Ⅷ-1-(1))	301,350	海岸保全施設を整備し、侵食や高潮による県民生活、財産等への被害を未然に防止 <b>【事業概要】</b> ○海岸保全対策 三隅港、益田港、西郷港 等	港湾空港課
15. 地域を守る総合的な土砂災害対策事業 (Ⅷ-1-(1)) (Ⅷ-1-(3))	3,628,110	土砂災害から県民の生命・財産を守るため、土石流対策、地すべり防止対策及びがけ崩れ対策を推進 土砂災害の発生のおそれがある区域の基礎調査を行い、土砂災害警戒区域等に指定することにより、危険箇所の周知を図るとともに、警戒避難態勢の整	砂防課

		備などを促進 <b>【事業概要】</b> ①砂防事業 1,707,540千円 64溪流 ②地すべり対策事業 349,300千円 13箇所 ③急傾斜地崩壊対策事業 1,250,270千円 45箇所 ④情報基盤整備事業ほか 321,000千円	
16. 都市計画街路事業 (VII-1-(1))	2,171,206	地域の魅力向上や観光誘客による経済の活性化等を図るため、交通の円滑化や歩行者等の安全確保に寄与すると共に、地域のまちづくりと連携し都市の活性化に資する街路を整備 <b>【事業概要】</b> ○実施箇所 松江熊野線（新大橋）、飯島線 神門通り線（2工区）、元町人麿線 ほか3箇所	都市計画課
17. 浜山公園陸上競技場改修事業 (VII-2-(1))	246,100	第1種公認継続のため老朽化した走路の改修や芝の張替えを実施 <b>【事業概要】</b> ○事業期間 令和2～令和3年度 ○総事業費 3億円	都市計画課
18. 生活排水処理普及促進交付金 (VII-1-(3))	132,445	全国に比べ遅れている污水处理施設の普及を促進し、快適な生活環境を実現するため、施設の整備を行う市町村に対して経費の一部を助成 <b>【事業概要】</b> ○交付対象事業期間 令和元～令和8年度 ①集合処理 ・対象：前年度末の污水处理人口普及率が87%未満の市町村 ・交付率：補助事業 30% 単独事業 12% ②個別処理（公共浄化槽） ・対象：全市町村 ・交付率：補助事業 50% 単独事業 50%	下水道推進課
19. 県営住宅整備事業 (VII-2-(1))	2,003,617	老朽化した住宅性能水準の低い県営住宅の建替や改修を促進することにより、子育て世帯や高齢者世	建築住宅課

		<p>帯等の多様なニーズに対応すると共に、安全で快適な居住環境を整備</p> <p><b>【事業概要】</b></p> <p>○主な実施箇所</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(仮称) 浜田市浜田中央団地 (58戸)</li> <li>・(仮称) 江津市第2江津中央団地 (24戸)</li> <li>・松江市淞北台団地 (191戸)</li> </ul>	
20. しまね定住推進住宅整備支援事業 (IV-2-(3))	142, 543	<p>中山間地域・離島等での定住を推進するための住宅等を新築や空き家の改修により整備する市町村に対し経費の一部を助成</p> <p>今年度から空き家の改修について地域要件を廃止 また、家財等の処分、ハウスクリーニング、適正な維持管理に要する費用の一部を助成</p> <p><b>【事業概要】</b></p> <p>○事業主体：市町村</p> <p>○対象施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定住者を受け入れるための賃貸住宅</li> <li>・お試し暮らし体験住宅</li> <li>・冬期間限定住宅</li> <li>・シェアハウス (改修事業に限る。)</li> </ul> <p>○助成率</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新築 1/5かつ350万円/戸以内 (離島 400万円)</li> <li>・空き家改修 1/2かつ350万円/戸以内 (離島 400万円)</li> <li>・市町村が民間事業者等へ補助して実施する場合は、いずれも市町村補助額の1/2を上限とする。(ただし、令和3年度は緩和措置として2/3を上限)</li> </ul> <p>○施工業者：県内に本店を有する事業者</p>	建築住宅課
21. しまね長寿・子育て安心住宅リフォーム助成事業 (II-1-(2)) (V-1-(3)) (VII-2-(1))	167, 300	<p>子育てに配慮した住まいづくりや高齢者等にとって安全、安心な住まいづくりを支援するため、既存住宅における一定のリフォーム工事に要する費用の一部を助成</p> <p><b>【事業概要】</b></p> <p>○対象工事</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て負担の軽減や、安全で安心な子育て環境を整備するためのリフォーム</li> <li>・バリアフリーリフォーム</li> <li>・令和3年度から、マンションを助成に対象住宅に追加</li> </ul> <p>○助成戸数 450戸 (令和3年度)</p>	建築住宅課

		<p>○助成金額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事費の1/3以内、上限30万円</li> <li>・子育て世帯とその親世帯が同居又は近居する場合は上限額の加算あり (+10万円)</li> <li>・空き家バンク登録住宅を購入して改修する場合は上限額の加算あり (+10万円)</li> <li>・一定の耐震改修を行う場合は上限額の加算あり (+30万円)</li> </ul> <p>○施工業者：県内に本店を有する事業者</p>	
22. 老朽危険空き家除却支援事業 (Ⅷ-1-(1))	9,000	<p>老朽危険空き家の除却を促進するため、除却費用の一部を助成</p> <p><b>【事業概要】</b></p> <p>○実施主体：市町村 ※国の補助事業を活用して行われるものに限る。</p> <p>○対象となる空き家 住宅地区改良法による不良住宅であって、倒壊した際に、前面道路又は隣地へ影響を及ぼす恐れがあるもの</p> <p>○県助成上限額：30万円</p>	建築住宅課
23. 特定建築物等耐震化関係事業 (Ⅷ-1-(1))	65,685	<p>昭和56年5月31日以前に建設され耐震性能が劣る建築物について、耐震診断及び耐震改修等に要する費用の一部を助成</p> <p><b>【事業概要】</b></p> <p>(1)不特定多数の者が利用する大規模建築物</p> <p>○耐震改修（除却） 16,343千円 事業期間：平成27～令和3年度 対象棟数：6棟 補助率：国1/3、県1/6、市町村1/6</p> <p>(2)緊急輸送道路沿いの建築物</p> <p>○耐震診断 11,406千円 事業期間：平成29～令和7年度 対象棟数：82棟 補助率：国1/2、県1/4、市町村1/4</p> <p>○耐震改修等 37,936千円 事業期間：平成29～令和10年度 対象棟数：87棟 補助率：国2/5、県1/6、市町村1/6</p>	建築住宅課
24. ブロック塀等の安全確保事業 (Ⅷ-1-(1))	3,168	<p>地震発生時におけるブロック塀等の倒壊又は転倒による災害を防止するため、危険性の高いブロック塀等の撤去に要する経費の一部を助成</p>	建築住宅課

		<p><b>【事業概要】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○事業期間：平成31～令和3年度</li> <li>○実施主体：市町村</li> <li>○対象経費 <ul style="list-style-type: none"> <li>県・市町村が指定する避難路等に面している危険性が高いブロック塀等の撤去費（撤去後に安全なフェンス等を設置する経費を含む）</li> </ul> </li> <li>○県助成上限額：66,000円</li> <li>○負担割合 <ul style="list-style-type: none"> <li>国1/3、県1/6、市町村1/6、所有者1/3 など</li> </ul> </li> </ul>	
--	--	---	--

## 5. 課題

課名	事項名	概要
土木総務課	1. 社会資本整備の着実な推進等	<p>1. 概要</p> <p>県内の公共土木施設の整備状況は、整備率等で全国平均を下回っており、県民の安全・安心の確保や個性あふれる地方の創生に向け、必要な社会資本の整備を着実に進めていく必要がある。併せて、これまで整備してきた公共土木施設の長寿命化等、維持管理を適切かつ確実に進める必要がある。</p> <p>また、近年の気候変動の影響による気象災害の激甚化・頻発化に備え、令和2年12月に閣議決定された「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づく国庫補助（交付金）事業により、防災のための重要インフラ整備等のハード・ソフト対策を5年間（令和3年度～令和7年度）集中的に実施する。</p> <p>なお、改正品確法（令和元年6月施行）において、発注者の責務として求めている施工時期の平準化について引き続き努める。</p> <p>2. 今後の課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災・減災、国土強靱化対策を含めた社会資本整備の着実な推進</li> <li>・発注時期の平準化等により、建設業者が受注しやすい環境作り</li> </ul>
	2. 建設産業対策 (I-2-(4)) (I-3-(1)) (I-3-(2))	<p>1. 概要</p> <p>建設事業者においては、高齢化が著しいとともに、少子化の中で若手入職者の希望も少なく、更に離職者の増などもあり、人材不足が深刻化している。</p> <p>2. 今後の課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規高卒者等の確保に向けた、建設団体の取組への支援</li> <li>・中途採用の円滑化へ向けた、女性や障がい者、外国人材の確保も含む団体や個別事業者の取組への支援</li> <li>・個別事業者に対する訪問相談や改善提案などによる、女性が活躍できる職場づくりを目指す取組の支援</li> <li>・離職防止に向けた、省力化につながるICT機器の導入など労働条件や労働環境の改善につながる個別事業者向けの支援</li> </ul>
技術管理課	1. 公共工事の品質確保 (III-4-(1)) (III-4-(2)) (VII-1-(1)) (VII-1-(2)) (VII-1-(3)) (VIII-1-(1))	<p>1. 概要</p> <p>改正品確法により、インフラの品質確保と担い手の中長期的な育成・確保を図るため、適正な工期や予定価格の設定、適切な設計変更、情報通信技術の活用などが発注者責務として示されている。</p> <p>これをふまえ予定価格の適正な設定のために、市場におけ</p>

		<p>る労務および資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した積算を行うこととしている。</p> <p>適切な設計変更を行うため、受発注者間における共通のルールを明確化した。</p> <p>ダンピング受注の防止等のため、低入札価格調査制度等の活用及び施工体制確認型総合評価の試行を実施している。</p> <p>また、担い手の確保のため、週休2日工事の取り組み、工期に関する特記仕様書の作成や、建設現場の生産性向上につながる、情報通信技術を使った工事データ共有（ASP）の本格運用、3Dデータを利用した機械操作の補助工事（ICT活用工事）及びオンラインによる現場監督・検査（遠隔臨場）の試行を行っている。</p> <p>2. 今後の課題</p> <p>「適切な積算や設計変更、ダンピング受注の防止」など品質確保の取組と、「現場の労働環境改善、生産性の向上」など担い手確保の取組を継続して推進することが必要</p>
	<p>2. 公共土木施設の長寿命化対策 (Ⅲ-4-(2)) (Ⅶ-1-(1)) (Ⅷ-1-(1))</p>	<p>1. 概要</p> <p>老朽化が進む公共土木施設について、限られた財源・人員の中で、必要な社会資本整備を着実に進めながら、長寿命化対策を行うため、定期的な点検や計画的な修繕・更新等、より効率的な維持管理を行うことが必要である。</p> <p>2. 今後の課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・直営点検によるコスト縮減や効率的な維持管理を行うため、点検・診断において、関係機関との連携等により、県職員・市町村職員の技術力向上を図ることが必要</li> <li>・県と市町村が一体となり長寿命化対策に取り組むため、技術力向上の外、公共土木施設維持管理システムの共同利用や情報提供等による市町村支援が必要</li> </ul>
<p>道路維持課</p>	<p>1. 維持管理の充実 (Ⅶ-1-(1)) (Ⅷ-1-(1))</p>	<p>1. 概要</p> <p>県管理道路約3,100Kmを安全で快適に利用できるよう、道路パトロールを行い、路面の損傷や落下物を発見した場合は速やかな処置を講じている。</p> <p>道路施設の老朽化が進行する状況の下、通行の安全を確保するため、橋梁、トンネル、舗装、法面、道路附属物等の施設を対象に、計画的な点検と適切な修繕を行っていく必要がある。</p> <p>平常時の通行の安全に加え、災害発生時における救助、救急、消防活動等を円滑に行えるよう、落石等の通行危険箇所の解消、橋梁耐震化などの防災対策を推進するとともに、冬期に効率的な除雪を行うため、除雪機械の計画的な更新・増強が必要である。</p>

		<p>2. 今後の課題</p> <p>(1) 落石対策工事        県管理道路上に多数ある要対策箇所について、対策工事をスピードアップさせる工夫に加え、対策工事を実施するまでの間は定期点検等による確実な斜面監視が必要である。</p> <p>(2) 橋梁耐震工事        緊急輸送道路において、順次、ネットワークを構成する一連区間の完成を目指すなど、事業効果を確実に発現させながら整備を進めていくことが必要である。</p> <p>(3) 道路施設の老朽化対策工事        橋梁、トンネルなど老朽化の進む道路施設については、適切な診断に基づき早期の修繕を行うことにより、施設の長寿命化にかかるトータルコストの縮減を図ることが必要である。</p>
<p>道路建設課</p>	<p>1. 道路事業        (VII-1-(1))        (VIII-2-(3))</p>	<p>1. 概要</p> <p>(1) 基本方針        「島根の『つなぐ道プラン2020』」に基づき、より一層重点的で効率的な整備を推進</p> <p>(2) 具体的な進め方</p> <p>① 高速道路と一体となり県土を支える骨格幹線道路ネットワーク等の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高速道路の整備効果を早期に全県に波及させ、災害時や緊急時の輸送路として重要な役割を担う道路を「骨格幹線道路」に位置づけ、優先的に整備</li> <li>・ 地域の連携を強化する主要な道路等を「幹線道路」、一定規模の集落から幹線道路や市町村中心部を連絡する道路等を「生活関連道路（優先整備区間）」とし、効率的な整備を推進</li> </ul> <p>② 交通安全対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通学路、駅、公共施設周辺のコミュニティ道路や一定の交通量（自動車、歩行者、自転車）がある区間を優先して整備</li> <li>・ 通学路交通安全プログラムに掲載された対策必要箇所について、重点的に整備を推進</li> </ul> <p>2. 今後の課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域の課題やニーズを十分に踏まえた効率的・効果的な整備を進めることが必要</li> <li>・ 通学路交通安全プログラムに基づく対策を継続的に取り組み、安全・安心な通学路の確保が必要</li> </ul>

<p>高速道路推進課</p>	<p>1. 高速道路等の整備促進 (Ⅲ-4-(1))</p>	<p>1. 概要</p> <p>(1) 県内の高速道路 島根県の高速道路延長は4路線289km</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広島浜田線 L= 36km 全線供用</li> <li>・中国縦貫自動車道 L= 22km 全線供用</li> <li>・尾道松江線 L= 51km 全線供用</li> <li>・山陰道 L=197km※ 供用率 66%</li> </ul> <p>※尾道松江線(宍道JCT～松江玉造IC 15.7km)及び広島浜田線(浜田JCT～浜田IC間 1.3km)との重複延長を含めている</p> <p>(2) 山陰道の現状</p> <p>①事業中区分 出雲湖陵道路、湖陵多伎道路、大田静間道路、静間仁摩道路、福光浅利道路、三隅益田道路、益田西道路、益田田万川道路</p> <p>②今後の供用予定(開通見込み)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・R5年度 大田静間道路、静間仁摩道路</li> <li>・R6年度 出雲湖陵道路、湖陵多伎道路</li> <li>・R7年度 三隅益田道路</li> </ul> <p>(3) 高速道路(有料区間)の4車線化の現状</p> <p>①優先整備区分 5区分 L=約69km</p> <p>②事業中区分 米子西IC～安来IC(L=約6.6km)</p> <p>2. 今後の課題</p> <p>(1) 未着手区間の早期事業化</p> <p>①「益田道路(久城～高津間)」 一般道と自動車専用道路との混在による交通事故・渋滞などの課題が多く、また浸水による道路ネットワーク途絶の懸念があるため早期事業化が必要</p> <p>②「山陰道(益田～萩間)」 未着手区間が多く残ることから、高速道路ネットワークの多重性の観点からも早期に計画段階評価の手続きに入ることが必要</p> <p>③4車線化優先整備区分 暫定2車線区分における高速道路の安全性、信頼性向上のため、4車線化優先整備区分の早期整備</p>
<p>河川課</p>	<p>1. 河川の整備 (Ⅷ-1-(1))</p>	<p>1. 概要</p> <p>改修を要する県管理河川の整備率(50mm/h対応)は、32.0%(令和元年度末)と低く、平成18年には、県東部を中心に大きな浸水被害が発生し、平成25年には、県西部の集中豪雨で津和野町等で甚大な被害を受けた。</p> <p>また、平成30年7月豪雨と令和2年7月豪雨では、江の川下流域において浸水被害を受けている。</p>

		<p>2. 今後の課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>河川事業では県東部の低平地の整備が遅れているが、整備には多大な費用と時間を要するため、重点的、効果的に実施することが必要。</li> <li>平成30年7月、令和2年7月と立て続けに被災した江の川の支川については、優先的・重点的に整備を進めることが必要。</li> <li>気候変動の影響や社会状況の変化などを踏まえ、河川の流域のあらゆる関係者が協働して治水対策に取り組む「流域治水」へ転換し、ハード・ソフト対策を一体的に進めることが必要。</li> </ul>
	<p>2. 海岸侵食対策事業 (Ⅷ-1-(1))</p>	<p>1. 概要</p> <p>山陰の海岸は日本海特有の激しい冬季波浪や度重なる台風の襲来を受ける地域であり、波浪による海岸侵食や越波などの災害対策として、海岸保全施設整備を進める必要がある。</p> <p>2. 今後の課題</p> <p>海岸侵食が著しい箇所は、離岸堤、人工リーフ等の整備を行った後に養浜等を段階的に追加することが必要</p>
	<p>3. ダム建設事業 (Ⅷ-1-(1))</p>	<p>1. 概要</p> <p>波積ダムは令和4年度完成予定。矢原川ダムについては、令和元年度から用地買収に着手しており、令和3年度から付け替え道路工事が本格化する予定。</p> <p>2. 今後の課題</p> <p>矢原川ダムについては、早期完成に向け、地元調整、予算の確保（国庫補助事業）が必要</p>
<p>斐伊川神戸川対策課</p>	<p>1. 斐伊川・神戸川治水対策の促進 (Ⅷ-1-(1))</p>	<p>1. 概要</p> <p>昭和54年11月の「斐伊川・神戸川の治水に関する基本計画（具体的内容）」に基づき、①志津見ダム・尾原ダムの建設、②斐伊川放水路の建設、③大橋川の改修（宍道湖・中海の湖岸堤防の整備を含む）の、いわゆる3点セットによる治水対策が国の直轄事業として実施されている。</p> <p>このうち、志津見ダムは平成23年6月、尾原ダムは平成24年3月、斐伊川放水路は平成25年6月に完成。</p> <p>大橋川改修については、平成21年12月に鳥取県と事業着手の合意が行われ、平成22年9月に「斐伊川水系河川整備計画」が策定され、平成23年8月に追子地区で現地着手された。</p> <p>平成30年3月に向島地区築堤護岸、同年7月に上追子川水門が完成。令和3年度に上追子排水機場が完成予定。</p>

		<p>2. 今後の課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・下流部では、大橋川改修事業の推進のため、引き続き国や松江市と連携し、地元や関係機関との調整等に取り組むことが必要</li> <li>・中流部では、放水路事業に関連した、出雲市内の県管理河川の改修を着実に進めること及び、グリーンステップの利活用について、地元や出雲市と緊密に連携し検討することが必要</li> <li>・上流部では、ダムと周辺施設等を活用した、地域づくりへの取組が必要</li> </ul>
港湾空港課	<p>1. 空港・港湾の維持・整備 (Ⅲ-4-(2))</p>	<p>1. 概要</p> <p>物流や人の交流を支える空港・港湾として、適切な維持管理を行うとともに利用促進に向けた機能強化や環境整備を図る。</p> <p>2. 今後の課題</p> <p>(1) 空港・港湾の機能維持・向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・老朽化した空港・港湾施設の計画的な更新補修が必要</li> <li>・空港利用者の利便性向上や利用促進に向けた環境整備</li> </ul> <p>(2) 国際物流拠点浜田港における機能強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「新北防波堤」について、早期の完成に向け、国への働きかけ等、重点的な取組の実施</li> <li>・その他港湾計画に盛り込まれた施設について、早期事業実施に向け、国への働きかけ等、重点的な取組の実施</li> </ul>
	<p>2. 港湾海岸保全事業 (Ⅷ-1-(1))</p>	<p>1. 概要</p> <p>山陰の海岸は日本海特有の激しい冬季波浪や度重なる台風の襲来を受ける地域であり、波浪による海岸侵食や越波などの災害対策として、海岸保全施設整備を進める必要がある。</p> <p>2. 今後の課題</p> <p>海岸侵食が進行している箇所においては、離岸堤や人工リーフ等の対策に加え、堆砂が箇所からの養浜を行う等、効果的な対策が必要</p>
砂防課	<p>1. 土砂災害対策の推進 (Ⅷ-1-(1)) (Ⅷ-1-(3))</p>	<p>1. 概要</p> <p>近年、気象変動の影響で土砂災害が頻発・激甚化し、平成30年7月豪雨により広島県では、大規模な土砂災害が広域的・同時多発的に発生した。</p> <p>広島県と同様にマサ土地帯が広く分布し、土砂災害危険箇所が多く存在する本県では、県民の安全・安心した暮らしを守るため、ハード・ソフトを合わせた総合的かつ効果的な土砂災害対策を推進する必要がある。</p>

		<p>2. 今後の課題</p> <p>(1) ハード対策</p> <p>危険箇所が多いことや、施設整備に多額の費用と時間を必要とすることから、災害発生時の県民生活や経済活動への影響が大きい施設（要配慮者利用施設、避難所等）を優先的・重点的に整備することが必要</p> <p>(2) ソフト対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県内全域の土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）を指定し、危険箇所の周知に取り組むことが必要</li> <li>・ 県民の避難行動の判断材料となる情報（土砂災害警戒情報・危険度情報）の精度向上に努めることが必要</li> <li>・ 県民の防災意識向上のため、防災学習会などの啓発活動に取り組むことが必要</li> </ul>
都市計画課	<p>1. 地域の魅力を活かした暮らしやすいまちづくりの推進 (VII-2-(1))</p>	<p>1. 概要</p> <p>人口減少・少子高齢化が進む中、地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業等の生活機能をまちなかに確保し、高齢者や子育て世代等が安心・安全に暮らせるよう、コンパクトなまちづくりを進めることが必要となっている。</p> <p>また、観光振興や都市の活性化のために、まちなかの魅力を高めることが必要であり、本県の特徴である歴史文化などの地域資源を活かしたまちづくりを進めることが重要である。</p> <p>2. 今後の課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ コンパクトなまちづくりを実現するため、線引き制度をはじめとする土地利用制限や開発許可の適切な運用により、計画的な市街地整備の誘導に努めることが必要</li> <li>・ 医療・福祉・商業などの生活機能の立地の集約化等による市街地のコンパクト化や、災害に強いまちづくりを、活性化に取り組む市町の施策と連携して推進することが必要</li> <li>・ 歴史まちづくり法や景観法などを活用し、地域の特色を活かしたまちづくりを推進することが必要</li> </ul>
下水道推進課	<p>1. 汚水処理施設の普及促進 (VII-1-(3))</p>	<p>1. 概要</p> <p>快適な生活環境の提供や水環境の保全に汚水処理施設は重要であり、事業主体である市町村と連携して基本構想を策定し、施設整備と普及を促進している。</p> <p>平成31年1月に「生活排水処理ビジョン（第5次構想）」を策定した。</p> <p>2. 今後の課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 汚水処理人口普及率の向上 島根県:81.3% 全国平均:91.7%（令和元年度末）</li> </ul>

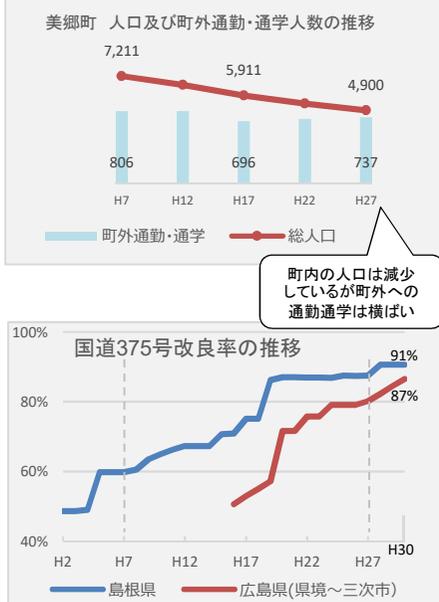
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・県内の地域別普及率の向上 東部地区:92.8% 西部地区:53.2% 隠岐地区77.4% (令和元年度末)</li> <li>・生活排水処理ビジョンでの目標 (令和8年度末) 普及率:87%以上</li> </ul>								
建築住宅課	1. 県営住宅建替事業 (VII-2-(1))	<p>1. 概要 「島根県営住宅長寿命化計画」に基づき、老朽化し、居住水準の低い住宅について建替事業を実施している。</p> <p>2. 今後の課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・昭和40年代に建設された5団地は、特に老朽化が著しく、居住環境の改善を図るため、早期の建替事業の実施が必要 (全体戸数のうち9.3%)</li> <li>・現地建替は敷地に余裕がなく、建替用地の確保等が必要</li> <li>・地域の実情や団地の特性に応じた施設整備 (高齢者・子育て世帯への対応、良好な地域コミュニティの形成)</li> </ul>								
	2. 建築物の耐震改修の促進 (VIII-1-(1))	<p>1. 概要 島根県建築物耐震改修促進計画 (平成29年3月) で定めた耐震化率の目標達成に向けて、県民向けの地域学習会、耐震技術者 (設計・施工者) の育成、耐震診断・改修等の補助制度を創設するなどの取組を実施している。</p> <table border="0"> <tr> <td>《耐震化率》</td> <td>令和元年</td> <td>令和7年 (目標)</td> </tr> <tr> <td>・住宅</td> <td>74%</td> <td>90%</td> </tr> <tr> <td>・公共建築物</td> <td>94%</td> <td>100%</td> </tr> </table> <p>2. 今後の課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・木造住宅の耐震化率の向上</li> <li>・緊急輸送道路沿いの建築物対策</li> <li>・所有者の耐震に関する意識改革</li> <li>・耐震診断・改修技術者の養成</li> </ul>	《耐震化率》	令和元年	令和7年 (目標)	・住宅	74%	90%	・公共建築物	94%
《耐震化率》	令和元年	令和7年 (目標)								
・住宅	74%	90%								
・公共建築物	94%	100%								

# 1. 地方が実施する事業の推進

- ◆ 地域の生活に欠かせない道路や下水道等の整備、住民の安全・安心を確保するための土砂災害対策や河川改修、道路斜面の落石対策、子どもの交通安全確保対策、地籍調査等が着実に進むよう、防災・減災、国土強靱化のための措置を含む予算を十分確保し、必要な事業が多く残された地方に重点配分すること
- ◆ 施設の長寿命化対策について、国庫補助の適用範囲の拡大と十分な予算の確保を図ること

## 道路改良の進展に伴い、町外への通勤通学が容易に

➤ 地域の人口減少の抑制のためにも、道路整備は効果あり



大田市へ通勤していますが、所要時間が短縮したため、朝夕の時間に余裕を持つことができます。

親が高校生の時には、寮生活を送っていました。現在はバス通学が可能になり実家から通えるようになりました。

道路改良により町外へ通勤・通学している人の流出を防いでいる。

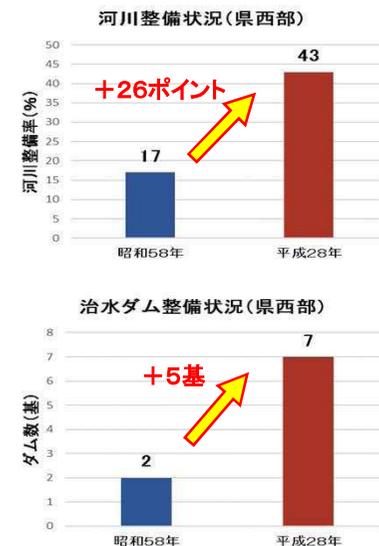


## 河川整備やダム建設により、豪雨被害が減少

### 昭和58年豪雨との比較

昭和58年7月豪雨	平成29年7月豪雨
332mm(浜田) 24時間雨量	370mm(波佐)
91mm(浜田) 時間雨量	82mm(波佐)
107名 死者行方不明	なし
約3,600億円 被害総額	約64億円
3,041戸 被害家屋(全半壊)	1戸
6,917戸 床上浸水	13戸

(被害内容は県西部分)



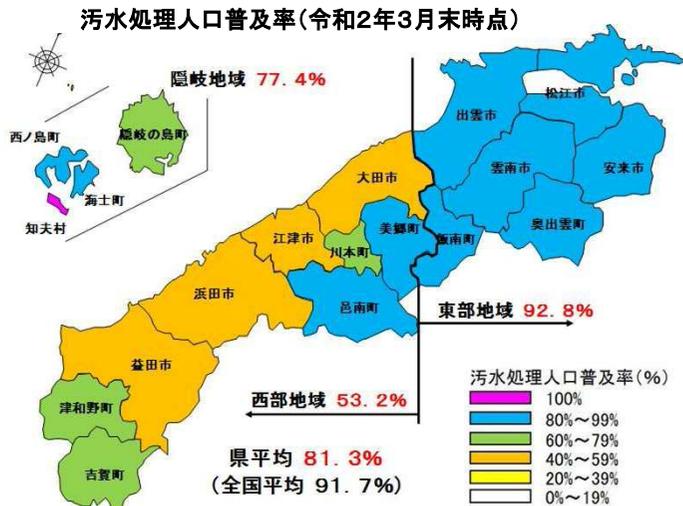
## 河川整備の一層の推進が必要

### 令和2年7月豪雨及び8月7日からの大雨による洪水の状況



➤ 平成30年7月豪雨からわずか2年で、再び江の川及び支川で洪水が発生

汚水処理人口普及率の低い県西部地域の未普及対策が必要



➤ 都市部からのUターンを決断されるときに、下水道や浄化槽の完備は重要な条件のひとつ

インフラ整備の円滑化のためには地籍調査の促進が必要

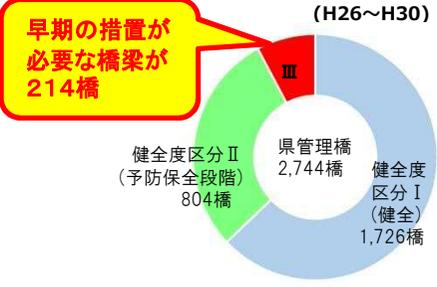
- 令和2年度末の島根県の調査の進捗率は53%
- 令和3年度当初予算配分額は市町要望額の73.5%

島根県の地籍調査事業費要望額・配分率の推移



早期の予防保全への転換で修繕費用の削減が実現

道路橋の1巡目点検結果 (H26~H30)



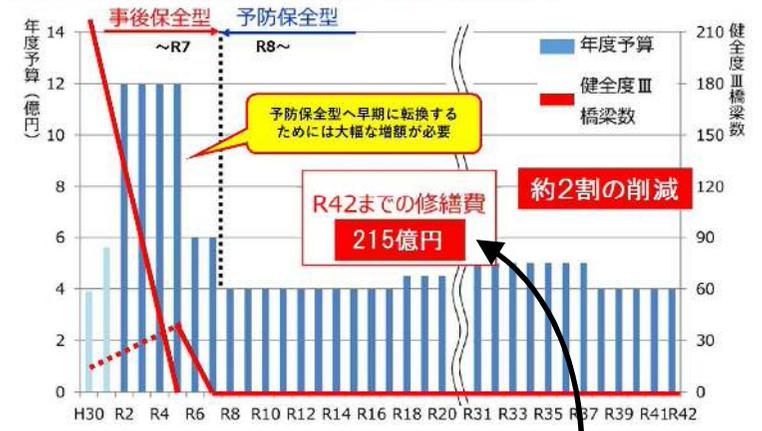
早期の措置が必要な橋梁が214橋

道路橋の損傷事例

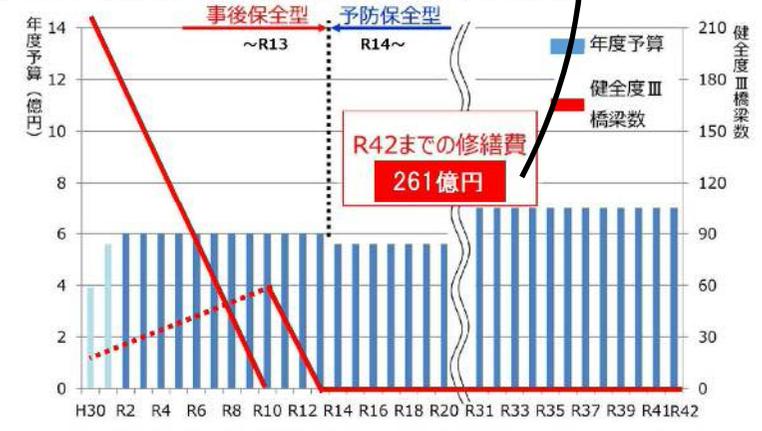


早期修繕の維持修繕費削減効果

【令和5年度までに、1巡目の点検で健全度Ⅲの施設を修繕した場合】



【令和10年度までに、1巡目の点検で健全度Ⅲの施設を修繕した場合】

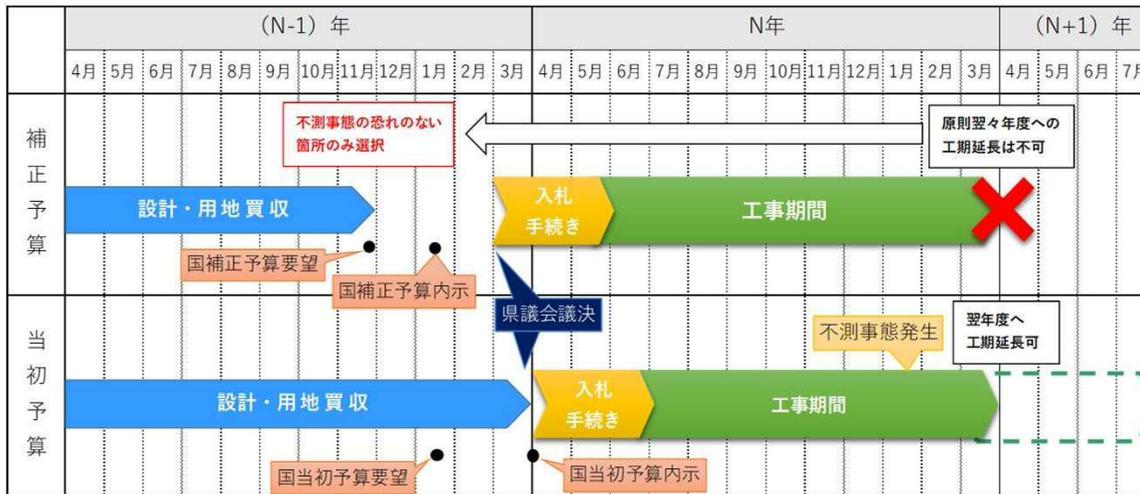


# 防災・減災、国土強靱化のための加速化対策の推進

防災・減災、国土強靱化対策の取り組みを計画的かつ着実に推進していくため、中長期的な見通しのもと、地方負担を軽減する措置を含め必要な予算を当初予算において安定的に確保すること。

## 【当初予算による実施の必要性】

補正予算と当初予算における工事期間（イメージ）



## 【取組による成果】

### ➢ 道路法面对策

長期間の全面通行止め、人身事故、物損事故などの重大な災害・事故を防止



施工後早速効果を発現!

### ➢ 補正予算では、執行期間が限定され、計画的な事業執行に支障

- ・県予算の議決
- ・入札手続き
- ・翌々年度への繰越が原則不可

実質工期が限定（上記イメージの場合は10ヶ月）

不測事態の恐れがなく、**翌年度内に必ず完了できる箇所を選択せざるを得ない**

### ➢ 当初予算では、翌年度に繰越することが可能

- ・年度を跨いだ工期延期が可能のため、**計画的に優先度の高い箇所から実施可能**

➡ **必要な予算の当初予算による確保が不可欠**

### ➢ 河川内土砂撤去・樹木伐採対策前



### 対策後

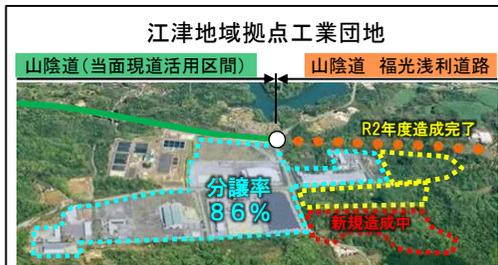


約30cmの水位上昇を抑制

## 2.高速道路をはじめとする地方の道路整備の推進①

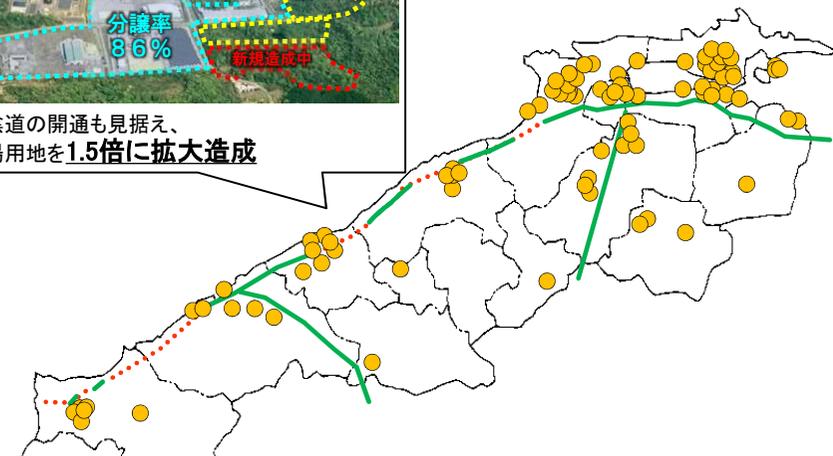
### ◆ 高速道路沿線に企業が進出

平成20年度以降、進出または増設した県外企業141社のうち約9割の企業が高速道路沿線に立地

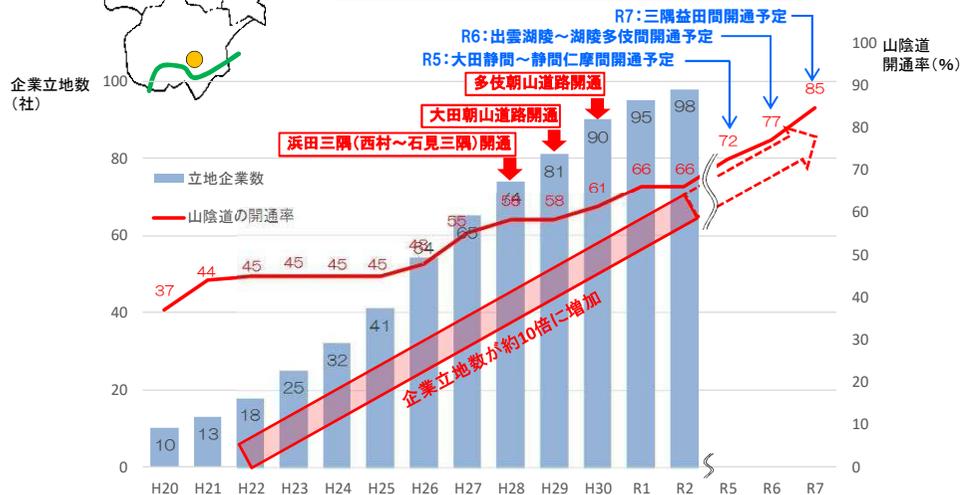


山陰道の開通も見据え、工場用地を1.5倍に拡大造成

- 【山陰道開通による効果】
- ・工場増設による新規雇用の創出
  - ・地元産業の雇用創出にも貢献
  - ・通勤圏の拡大（人材獲得の一助に）



山陰道沿線における立地企業数の推移



### ◆ 大規模災害時の代替路としての山陰道

「平成30年7月豪雨」では、山陽道や中国道が被災し、大型トラックは山陰方面を迂回した。高速道路ネットワークの多重性の観点からも山陰道の早期整備が必要

山陰道の断面交通量(大型車)  
 <H29.7月平均> <H30.7.8(日)>  
 約2,000台 約8,000台 (約4倍)

※国土交通省資料より

※山陽道(河内～広島):  
 7/6～7/14.6時まで通行止  
 ※中国道(北房～新見):  
 7/6～7/9.8時まで通行止



撮影日時:H30.7.8(日) 19時

鳥取県鳥取市～山口県下関市に至る山陰道は、ミッシングリンクが多数存在

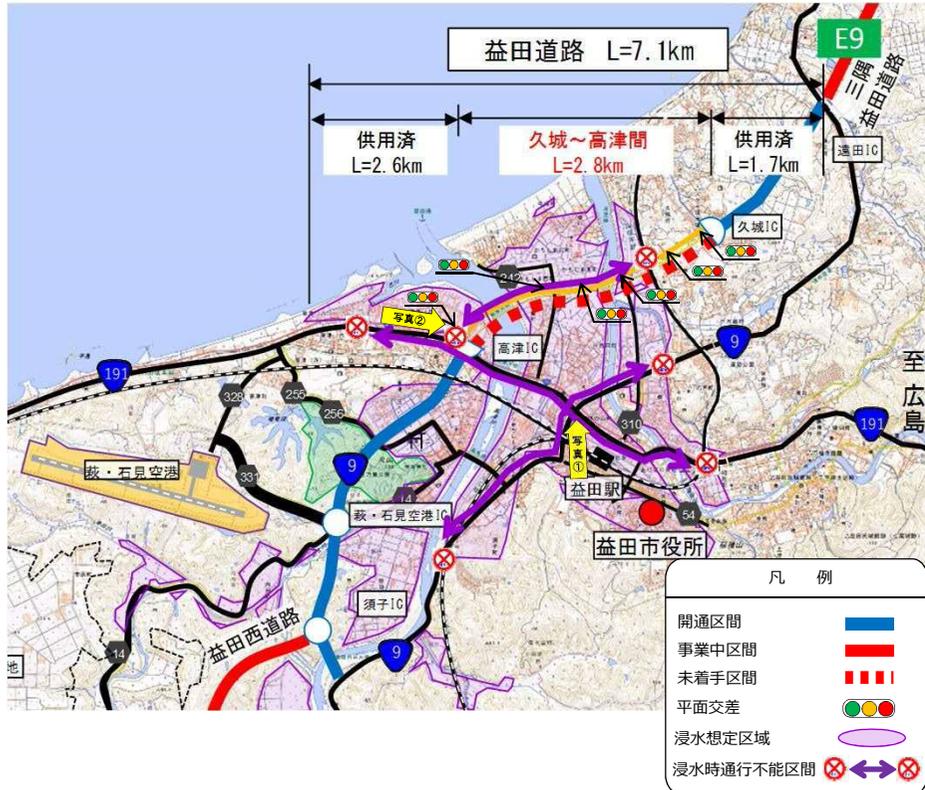


H30.7.8(日) 19時の通行止め状況(中国地方)

## 2.高速道路をはじめとする地方の道路整備の推進②

### ◆ 「益田道路(久城～高津間)」の課題

「久城～高津間」については、一般道と自動車専用道路との混在による交通事故・渋滞などの課題が多く、また浸水による道路ネットワーク途絶の懸念があり、早期事業化が必要



### ◆ 山陰道の整備状況

「益田～萩間」について、多くの未着手区間が残ることから、早期に計画段階評価の手続きが必要

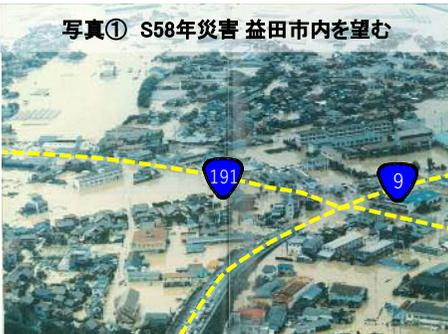


益田～小月間の状況

※( )は総延長に対する進捗率

	総延長	供用済	事業中	未着手区間
益田～萩	70 km	—	32 km (46%)	38 km (54%)
萩～小月	60 km	21 km (35%)	14 km (23%)	25 km (42%)
計	130 km	21 km (16%)	46 km (35%)	63 km (49%)

写真① S58年災害 益田市内を望む



写真② 国道191号(萩市側)の渋滞状況





### 3. 江の川下流治水事業の推進

- ◆ 江の川下流域では、平成30年7月豪雨・令和2年7月豪雨により2年間で2度の家屋浸水被害が発生
- ◆ 国土交通省において、令和3年度から概ね10年間で約250億円の重点投資による河川整備を実施予定
- ◆ 沿川の住民が一日でも早く、安心して住める地域となるよう、あらゆる手段を講じ、治水対策を加速化すること

#### 江の川下流域 被害状況



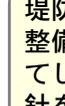
#### 沿川住民からの声

早期のハード対策を望む声や国の方針を示してほしいという声が多数！（R3.1～R3.2 江の川沿川地元説明会より）

出水期を向かえるたび不安だ。昭和47年7月豪雨以降、何をしていたんだ。早くハード対策を進めてくれ。



国が考える対策工法やスケジュールを示してもらえないと住民意見は出せない。

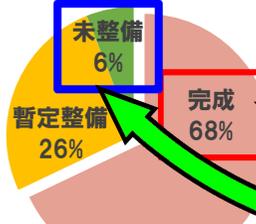


堤防整備を待つて住み続けるか、整備まで時間がかかるので移転してしまうか、判断するには国の方針を知りたい。

#### 堤防整備率(H31.3末時点)

直轄管理河川(109河川)

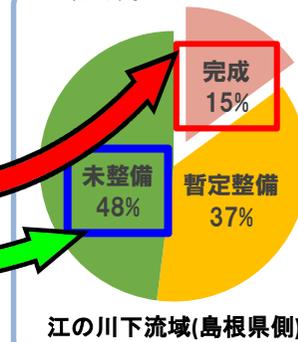
合計(全国)



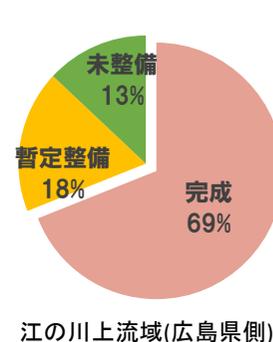
整備率は全国の1/4以下!!

未整備箇所の割合は全国の8倍

江の川



江の川



- 2度の浸水被害を受けた箇所については、対策方法やスケジュールを早急に示し、一日も早く対策を完成させること!
- 防災集団移転促進事業について、地元負担が軽減されるよう支援すること!
- 県が管理する江の川支川の矢谷川や玉川も、一体的かつ早急に整備するために必要な予算を配分すること!

# 4. 斐伊川・神戸川治水事業の推進

- ◆ 流域全体の治水安全度確保に向け上流部のダム、中流部の放水路は完成
- ◆ 下流域の安全度確保のためには大橋川改修と中海湖岸堤防整備の推進が必要

### 治水計画の考え方

上流・中流・下流でそれぞれ機能を分担し、流域全体の治水安全度を高めます

### 2 斐伊川放水路の建設と斐伊川本川の改修



中海・宍道湖への洪水の流入量を減らすため、放水路を建設し斐伊川から神戸川へ洪水の一部を分流します。  
洪水を安全に流すため、神戸川の川幅を拡げ、斐伊川本川の改修も行います。

### 斐伊川放水路 (H25完成)



### 1 大橋川改修と中海・宍道湖の湖岸堤防の整備



洪水を安全に流すため、中海・宍道湖の湖岸や大橋川に堤防を築きます。  
大橋川の断面が不足する箇所では、掘削や拡幅を行います。

向島護岸 (H30.3完成)



東津田地区護岸整備の状況

(R3.3撮影)



### 3 志津見ダム (H23完成)

### 尾原ダム (H24完成)



下流へ流れる洪水を調整するため、洪水を一時的にダムに貯留します。

# 5.(1) 大規模特定河川事業の推進

◆ 大規模特定河川事業について、計画的・集中的に事業を推進するため、必要な予算を配分すること

## 玉川大規模特定河川事業

玉川は、江津市桜江町内を流下する八戸川の支川であり、平成25年豪雨による洪水で浸水被害が発生した。このため補助事業により、玉川橋の架替などを集中的に実施し、治水安全度を早期に向上をさせる。



## 湯谷川大規模特定河川事業

湯谷川は、出雲市内の住宅密集地を流下しており、湯谷橋などが支障となって平成9年豪雨による洪水等で広域にわたり甚大な被害が発生した。このため補助事業により、湯谷橋の架替などを集中的に実施し、治水安全度の向上を図る。



## 中川大規模特定河川事業

中川は、松江市街地の中心部を流下しており、河道が狭小なため毎年のように浸水被害が頻発し、昭和47年豪雨のほか近年では平成18年にも甚大な被害を被っている。このため補助事業により、本区間の放水路を改修することにより流域全体の治水安全度を早期に向上させる。



## 大規模特定河川事業位置図



# 5. (2) 波積ダム・矢原川ダム事業

◆ 流域住民の安全・安心を早期に確保するため、ダム事業の推進が必要

## 波積ダム【本体工事推進】

◇令和4年度本体工事、本体関連工事の完成を図る



洪水発生年月	原因	主な被害
昭和46年7月 (180mm/24h)	梅雨前線豪雨	浸水家屋102戸、全半壊19戸
昭和47年7月 (237.5mm/24h)	梅雨前線豪雨	床上浸水1,845戸、床下浸水1,021戸、 全壊157戸、農地浸水272ha ※江の川本川含む

## 矢原川ダム【生活再建対策推進】

◇引き続き、用地取得、付替道路工事などを推進する



洪水発生年月	原因	主な被害
昭和58年7月 (365.6mm/day)	梅雨前線豪雨	床上浸水895戸、床下浸水131戸、 全壊749戸、半壊305戸、農地浸水646ha



【参考】 県内初の「大雨特別警報」が発表された平成29年7月豪雨において御部ダムが洪水調節効果を発揮

※ダム上流域で流域平均総雨量370mm(時間最大41mm)を記録

御部ダムでは最大約967m<sup>3</sup>/sの流入に対して、  
下流河川への流量を最大で約651m<sup>3</sup>/sカット



御部ダムで上流からの流木を捕捉し、  
下流への流出を防止



三隅川の三隅大橋水位観測点  
付近で約1.2mの水位低下



## 5. (3) 土砂災害から人命を守る総合的な対策の推進

- ◆ 頻発・激甚化する土砂災害から人命を守り、安全で安心して生活できる地域づくりを実現するため、個別補助事業(大規模特定砂防等事業及び事業間連携砂防等事業)などの土砂災害対策予算を十分に確保すること
- ◆ 保全人家戸数やがけの高さ等の防災・安全交付金の採択基準を緩和すること

H30年7月豪雨で被災した広島県と同じ真砂土地帯が広く分布。危険箇所は全国で2番目

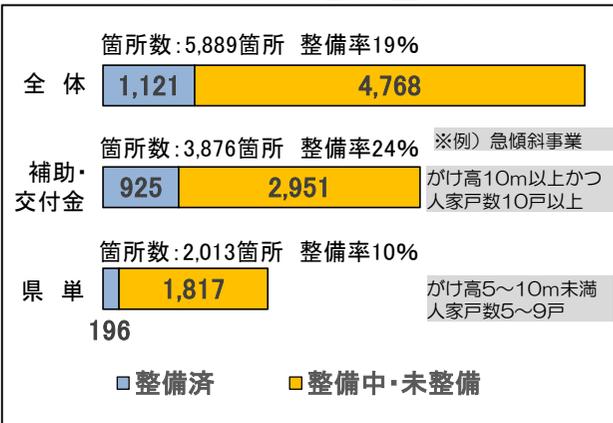
補助・交付金の採択にならない箇所の整備は遅れている

まだ、未整備箇所が多く存在。対策予算の確保が必要！

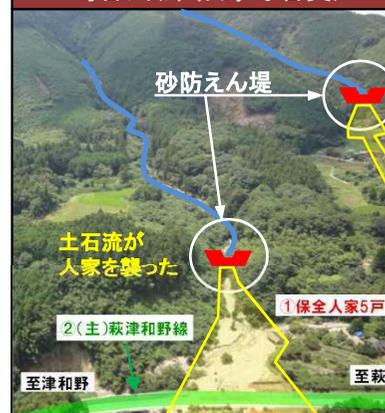
土砂災害危険箇所数・整備率

順位	県名	土砂災害危険箇所	左記のうち要対策箇所	要対策箇所整備率(%)
1	広島	31,987	10,550	32
2	島根	22,296	5,889	19
3	山口	22,248	6,221	23
4	兵庫	20,748	9,280	19
5	大分	19,640	6,719	27
	全国	525,307	193,877	23

土砂災害要対策箇所 整備状況



個別補助(大規模特定砂防等事業)  
鳴谷川(津和野町名賀)



個別補助(事業間連携砂防等事業)  
西の谷川(益田市西平原町)



### 令和2年8月隠岐豪雨 砂防堰堤の整備効果 により被害軽減！

(隠岐郡隠岐の島町油井;油井川)

●平成19年8月豪雨(204mm/12h雨量)では、油井川下流で土砂・洪水氾濫が発生。(浸水家屋7戸:床上5、床下2)

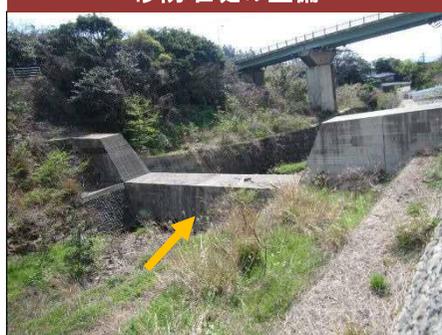
●令和2年8月の豪雨(237mm/12h雨量)が発生。砂防堰堤が上流から流出した土砂を捕捉し下流の河川断面を確保したことにより、下流の浸水を軽減。(浸水家屋1戸:床下)

平成19年8月豪雨



油井川:土砂の流出・堆積

砂防堰堤の整備



砂防堰堤の整備(H20完成)

令和2年8月豪雨



砂防堰堤による土砂捕捉



油井川:土砂流出抑制

## 6. 浜田港の機能強化

- ◆ 荒天時における港湾稼働率の向上を図るため、「新北防波堤」の整備を推進すること
- ◆ 福井地区において、見込まれる船舶の大型化に向けた港湾機能の強化を推進すること
- ◆ 福井地区上屋(荷捌き倉庫)及び臨港道路「福井・長浜線」の整備が着実に進められるよう、必要な予算を配分すること



### 浜田港を取り巻く状況

- 国際定期コンテナ航路(2便/週: 南星海運、長錦商船)  
南星海運が寄港を休止(令和3年3月~)
  - ・ 使用船舶の大型化により、寄港が休止となった。
- 航路減便による影響
  - ・ 寄港休止後の令和3年4月のコンテナ取扱貨物量は昨年の同月と比べて貨物量が3/4に減少。
  - ・ 荷主に対して、利用コストの緊急支援を実施。

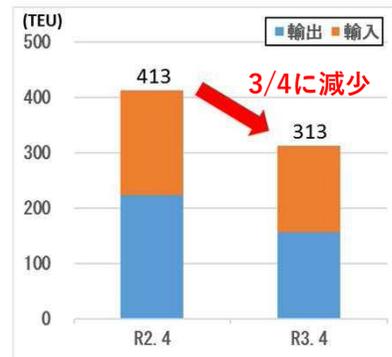


船舶大型化に向けた港湾機能の強化が急務

37



国際コンテナ貨物取扱量 (暦年)



寄港休止による貨物取扱量の推移



コンテナターミナルを有する日本海側の港湾

港名	岸壁水深
石狩新港	10.0
小樽港	12.0
函館港	12.0
秋田港	13.0
酒田港	14.0
新潟港	12.0
直江津港	10.0
伏木富山港	12.0
金沢港	10.0
敦賀港	14.0
舞鶴港	14.0
境港	14.0
下関港	12.0
北九州港	15.0
博多港	15.0
浜田港	8.5

※「日本の港湾2020」より  
コンテナターミナルの最大水深を抜粋

## 7. 県内3空港の安全で安定的な運航の確保

◆ 県内3空港の老朽化対策および滑走路端安全区域 (RESA) の整備を着実に進められるよう必要な予算を配分すること。

- ▶ 老朽化対策
  - ・空港毎に定めた維持管理・更新計画に沿って、滑走路舗装等の計画的な改良
  - ・劣化した航空灯火の更新にあわせ、2030年度までに灯火のLED化
- ▶ 滑走路端安全区域 (RESA) の整備
  - ・令和8年度までの完了を目指し、順次整備



# 高速道路の整備状況について

令和3年 5月19日  
建設環境委員会資料  
土木部高速道路推進課

## (1) 県内高速道路の整備状況

	総延長	供用区間	事業中区間	未着手区間
県全体	289km	222km	57km	10km
		77%	20%	3%
山陰道	197km	130km	57km	10km
		66%	29%	5%

令和3年4月1日現在



※トンネル工事・大規模橋梁工事・大規模法面対策工事等が順調に進捗した場合

## (2) 山陰道の整備状況

令和3年4月1日現在

区間	延長	現在の状況	R3事業費	進捗率(R3年3月末)
①出雲湖陵道路	4.4km	H20 事業着手 R3 工事促進(道路改良、橋梁上部工等)	41億円	用地進捗率 100% 事業進捗率 約80%
②湖陵多伎道路	4.5km	H24 事業着手 R3 工事促進(道路改良 橋梁上部工等)	20億円	用地進捗率 100% 事業進捗率 約79%
③大田静間道路	5.0km	H24 事業着手 R3 工事促進(道路改良 橋梁上下部工等)	55億円	用地進捗率 100% 事業進捗率 約64%
④静間仁摩道路	7.9km	H20 事業着手 R3 工事促進(道路改良、橋梁上部工等)	46億円	用地進捗率 100% 事業進捗率 約85%
⑤福光浅利道路	6.5km	H28 事業着手 R3 工事着手(道路改良、橋梁下部工等)	26億円	用地進捗率 約87% 事業進捗率 約15%
⑥三隅益田道路	15.2km	H24 事業着手 R3 工事促進(道路改良、橋梁上下部工、トンネル工等)	98億円	用地進捗率 約99% 事業進捗率 約51%
⑦益田西道路	9.1km	R2 事業着手 R3 調査設計	3億円	用地進捗率 0% 事業進捗率 約1%
⑧益田田万川道路	4.3km	R3 事業着手 R3 調査設計	0.6億円	用地進捗率 0% 事業進捗率 0%

## (3) 4車線化優先整備区間の状況

令和3年4月1日現在

区間	延長	備考
①山陰道【安来道路】 米子西IC ~ 東出雲IC	20km	R3年度 米子西IC~安来IC間(約6.6km) 事業化
②山陰道 松江玉造IC ~ 宍道JCT	14km	
③松江道 三刀屋木次IC ~ 宍道JCT	11km	
④山陰道【江津道路】 江津IC ~ 江津西IC	5km	
⑤浜田道 瑞穂IC ~ 金城PAスマートIC	19km	

## 斐伊川神戸川治水事業(大橋川改修)の状況について

### 東本町地区、向島地区

- ・東本町地区 護岸整備を継続
- ・向島地区 護岸概成(平成30年3月)



【写真①】 令和3年3月撮影

### 竹矢矢田・東津田地区

- ・護岸整備を継続



【写真②】 令和3年3月撮影

### 白潟地区

- ・用地取得を継続
- ・埋蔵文化財調査(本調査)に着手



【写真③】 令和3年4月撮影

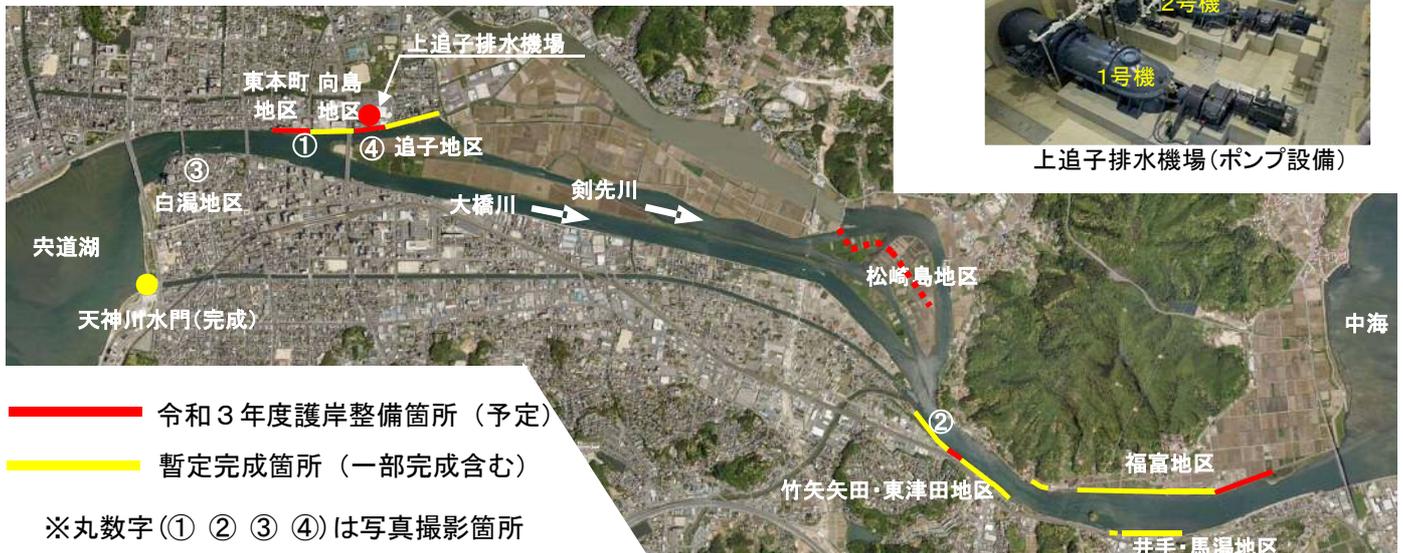
### 追子地区

- ・排水機場のポンプ設備完成、運用開始(令和3年2月)
- ・排水機場周辺の護岸整備等を実施



【写真④】 令和3年2月撮影

### 大橋川改修の状況

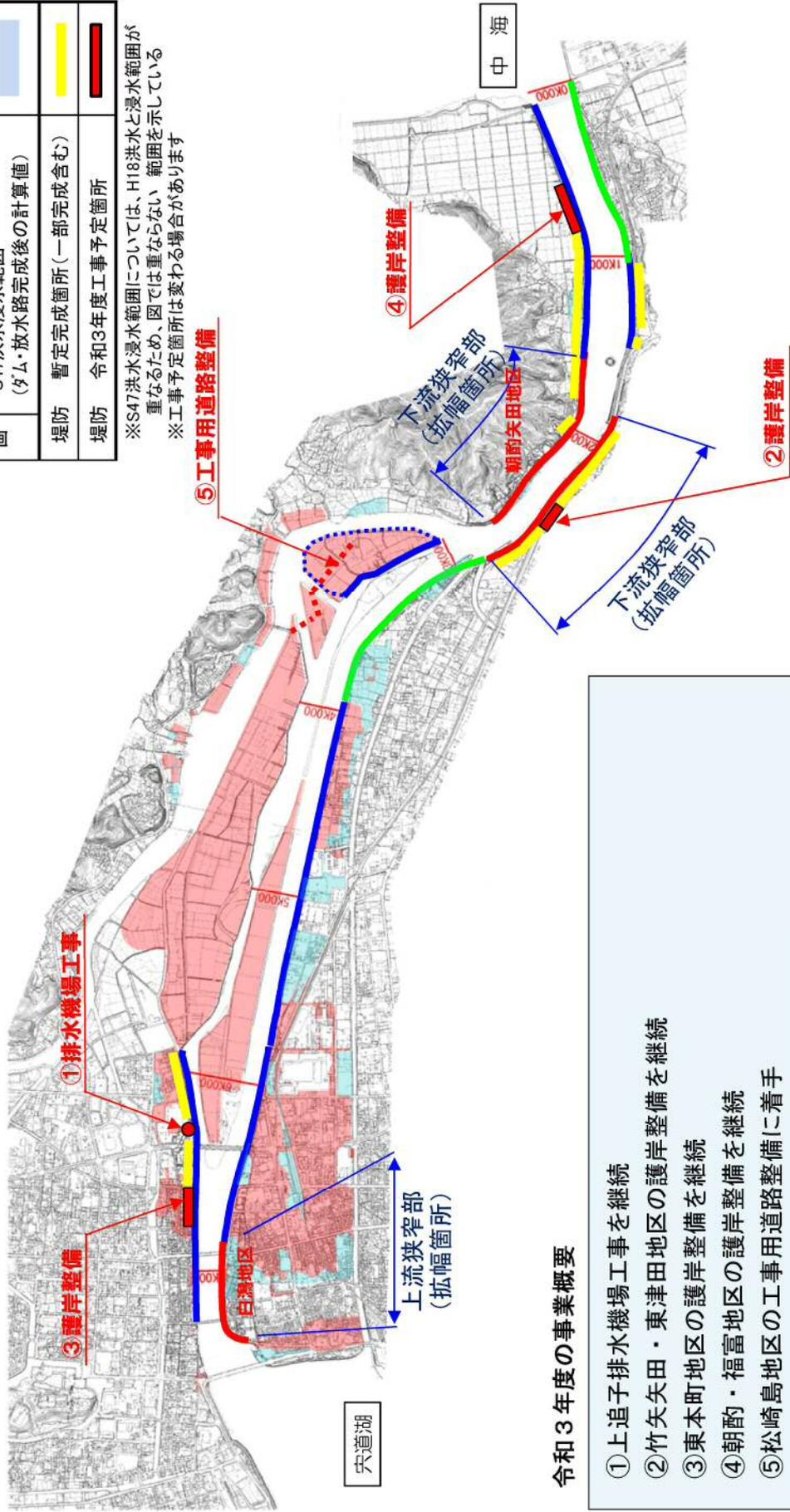


# 大橋川改修 令和3年度の事業概要

- 大橋川改修は、斐伊川治水計画（上流部のダム建設、中流部の放水路建設、下流部の大橋川改修と中海・穴道湖の湖岸堤整備）の一つで、平成23年8月に、大橋川中流の追子地区の築堤護岸整備工事に着手
- 引き続き下流拡幅部の護岸整備、平成18年豪雨により浸水した地区の築堤護岸整備を促進させ、早期に安全性の向上を図る

凡 例	
河川整備計画	短期整備箇所 中期整備箇所
築堤	短期整備箇所 中期整備箇所
拡幅	H18洪水浸水範囲(実績) S47洪水浸水範囲 (ダム・放水路完成後の計算値)
堤防	暫定完成箇所(一部完成含む) 令和3年度工事予定箇所

※S47洪水浸水範囲については、H18洪水と浸水範囲が重なるため、図では重ならない範囲を示している  
 ※工事予定箇所は変わる場合があります



## 令和3年度の事業概要

- ①上追子排水機場工事を継続
- ②竹矢田・東津田地区の護岸整備を継続
- ③東本町地区の護岸整備を継続
- ④朝酌・福富地区の護岸整備を継続
- ⑤松崎島地区の工事用道路整備に着手
- ◆朝酌矢田地区、白濁地区等の用地取得等を継続

※事業概要(平面図を含む)については、主な工事等を掲載しています

## 島根県屋外広告物条例の一部改正に伴う パブリックコメントの実施について

### 1 経緯

県では、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため、島根県屋外広告物条例を制定し、必要な規制を行っている。

近年、老朽化等による屋外広告物（以下「広告物」という。）の落下等の事故が発生しており、広告物の安全性の確保が課題となっているなか、全国の自治体で安全点検を義務付ける条例改正が進んでいる。

本県においても、広告物の落下等が発生している状況であり、許可を受けて広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者について、これらの管理義務に加え、新たに点検を義務付ける規定を追加するよう、所要の改正を行う。

### 2 改正の内容

#### (1) 安全点検の義務付け

許可の期間※の更新の許可を受けようとする者は、当該許可の更新の申請をするまでに、広告物又は掲出物件の本体、接合部、支持部分等の劣化及び損傷の状況を点検することを義務付ける。

※許可の期間：はり紙、はり札、立看板、広告幕その他の簡易な広告物又は掲出物件（以下「簡易広告物等」という。）にあつては1年以内。  
簡易広告物等以外の広告物又は掲出物件にあつては3年以内。

#### (2) 有資格者による点検

安全点検のうち、規則で定める規模（広告物等の上端の位置が地上から4mを超えるもの）の広告物又は掲出物件については、広告物又は掲出物件に関して一定の知識を有する者として規則に定める者にさせることを義務付ける（建築物の壁面に直接塗装されたもの等は除く）。

#### 点検者の資格

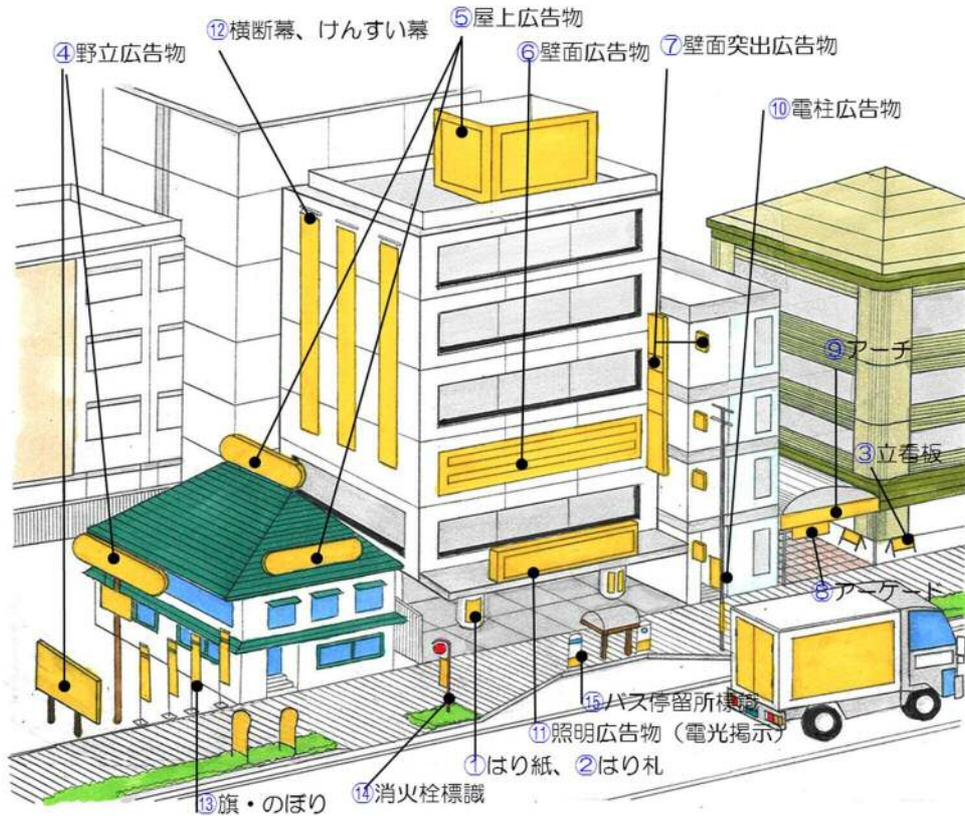
- ・屋外広告士
- ・1級又は2級建築士
- ・第1種又は第2種電気工事士
- ・第1種又は第2種又は第3種電気主任技術者
- ・（一社）日本屋外広告業団体連合会及び（公社）日本サイン協会が実施する屋外広告物点検技能講習の修了者

### 3 今後のスケジュール

令和3年5月20日～6月19日	パブリックコメントの実施
令和3年9月	9月定例県議会へ条例改正（案）を提案
令和4年4月	施行

(参考)

① 屋外広告物の種類



② 県と市町村の役割分担

凡例：◎…屋外広告物法に基づく権限有

●…地方自治法に基づく権限移譲により権限有

×…権限無

屋外広告物に関する事務		島根県屋外広告物条例		松江市屋外広告物条例
		島根県のお事務	その他市町村のお事務	松江市のお事務
条例制定	禁止地域・許可地域等の設定	◎	×	◎
	許可基準の設定	◎	×	◎
	屋外広告業の登録制導入	◎	×	◎
広告「物」の規制	屋外広告物の設置許可等	×	●	◎
	措置命令	×	●	◎
	略式代執行	×	●	◎
	行政代執行	×	●	◎
	簡易除却	×	●	◎
	広告物のある土地建物への立入検査	×	●	◎
広告「業」の規制	屋外広告業の登録	◎	×	◎
	屋外広告物講習会の開催	◎	×	◎
	屋外広告業者への指導、助言、勧告	×	●	◎
	屋外広告業者の営業所等への立入	◎	×	◎
	屋外広告業者の営業停止、登録取消	◎	×	◎

③ 島根県屋外広告物条例の概要

